

議第四百十八号

指定管理者の指定について

岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 指定管理者となる団体 各務原市那加桜町一丁目六九番地
各務原市

- 二 指 定 の 期 間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

